

滋賀交通ビジョン見直しに向けた懇話会設置要綱

(設置)

第1条 人々は、移動することで「交わり」「つながり」、様々なレベルのコミュニティや経済圏の活発な活動を生み出し、地域の文化を守り育む。こうした人々の移動を支える地域交通は、欠かすことのできない重要な社会インフラである。本県では、これまで「滋賀交通ビジョン」に基づき様々な施策に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新たな生活スタイルの浸透や、新しい技術・仕組みの実装など、ビジョン策定時には想定していなかった大きな社会環境の変化が生じている。特に、利用者の減少、運転手不足に加え、コロナ禍により交通事業者の経営環境は極めて悪化しており、このままでは地域交通の維持は困難な状況にある。このようなことから、「重要な社会インフラ」である地域交通の将来にわたる維持・活性に向け、民公共創のもと「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる」滋賀の地域交通の実現に向けた新たなビジョンを策定するため、公論熟議を行うことを目的として、「滋賀交通ビジョン見直しに向けた懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、現行の「滋賀交通ビジョン」を見直し、滋賀県が目指す地域交通の姿を展望した新たなビジョンの策定に係る事項について、公論熟議する。

(組織)

第3条 懇話会は、座長、副座長および委員をもって組織する。

(座長および副座長)

第4条 座長および副座長は、次条の規定による委員のうちから、これを互選する。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐して懇話会の業務を掌理し、座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(懇話会の委員)

第5条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから滋賀県土木交通部長が依頼する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共交通の利用者

(3) 関係する公共交通事業者

(4) 関係する行政機関（国）および県内市町を代表する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、懇話会の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、就任の日から令和6年3月31日までとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会議)

第7条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決することとし、可決同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、滋賀県土木交通部交通戦略課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。